

令和５年度 第１回甲賀市総合教育会議 次第

・日 時 令和５年(2023年)８月１０日(水)

１５：００～１６：３０

・場 所 甲賀市役所４階 教育委員会室

１．開 会

２．挨 拶

３．協議事項

【議題１】「新しい豊かさ」の創造に向けた社会教育の振興方針
～甲賀市社会教育ビジョン～ (案)

【議題２】アフターＧＩＧＡにおける教育ＤＸ構想
～ＩＣＴを活用した甲賀市の教育について～

４．事務連絡

５．閉 会

【配付資料】	・議題関連資料 ・甲賀市総合教育会議構成員名簿 ・甲賀市総合教育会議設置要綱
--------	--

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

「新しい豊かさ」の創造に向けた社会教育の振興方針

～ 甲賀市社会教育ビジョン ～

(案)

1. はじめに

社会教育は、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすものです。

人口減少や、コミュニティの衰退を受けて、市民の参画による地域づくりが求められる中、社会教育を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の重要性は大きくなっており、市民が生き生きと生活を送るとともに、身近な地域での創意工夫に基づく地域づくりを進めることは、若者や地域外の人々にとっても、甲賀市に住みたいという魅力につながるものであると考えられます。

今後、地域において社会教育がその意義を踏まえた本質的な役割を果たすためには、現状を見据え、より幅広い住民を対象とし、市民活動団体をはじめとするより多くの主体との連携・協働により営まれるものに進化させる必要があることから、第2次甲賀市総合計画(第2期基本計画)に掲げられる「新しい豊かさ」の創造に向けて、甲賀市における社会教育の振興に係る方針として定めるものです。

2. 本方針の位置づけ

- 本方針は、令和7年度に策定を予定している第4期甲賀市教育振興基本計画や社会教育に係る分野別計画の策定および社会教育事業を実施する際の方針となるものです。
- 併せて、市長部局による「自治振興会によるまちづくり」と平成28年3月に甲賀市社会教育委員の会議から提言された「地域コミュニティにおける社会教育(公民館)の役割ー地域コミュニティの構築ー」における社会教育施設の関係性を整理するものです。

3. 甲賀市社会教育の振興方針

開かれ、つながる社会教育の実現

社会教育を通じて最終的に目指すべきは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの実現と、持続可能な活力ある地域社会の実現であり、その大きな鍵の一つが、「地域づくり」と考えられます。

社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ、「地域づくり」に大きく貢献しながらその目的を達成することができるよう、次の観点で甲賀市の社会教育に取り組むことで、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる、「開かれ、つながる社会教育の実現」を目指します。

【観点１】「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」

若者や現役世代、外国人など、一般的に地域における社会教育への参加が少ない層を含め、より多くの市民の主体的な参加を得られるような方策の工夫と強化を図ります。

- ・ 特に、幅広い地域住民の皆様等の参画により、地域と学校が共に手を携え、地域の子どもたちの豊かな学びや健やかな成長と、地域活性化の双方を目指す「地域学校協働活動」は、全ての地域での実施に向けて取り組みます。

【観点２】「ネットワーク型行政の実質化」

教育委員会のみで完結しがちな「社会教育」の壁を打ち破り、多様な主体との連携・協働の実現に向け、人づくり・つながりづくりを通じた地域づくりの基盤を、市長部局と共に構築します。

- ・ 特に、不登校・ひきこもり・ヤングケアラー対策、ＩＣＴの推進、環境未来都市の実現および自治振興会によるまちづくりについて、市長部局との連携を強化します。

【観点３】「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する専門性ある人材にスポットライトを当て、その活躍を後押しします。

- ・ 「夢の学習事業」で培われたボランティアスタッフが「地域学校協働活動」で活躍いただく等の取り組みを進めます。

4. 地域コミュニティにおける社会教育(公民館)のあり方

これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指します。

(1) 市立公民館のあり方

- ・ 市立公民館は、現在の中央公民館を基本に旧町域ごとに１館を設置し、他の公民館は地域活動の推進拠点となるコミュニティセンターに移行します。

【令和 6年 4月 1日以降の市立公民館】

名 称	位 置	現時点での名称
水口公民館	水口町本丸 1番 20号 (現在の位置に設置)	水口中央公民館
土山公民館	土山町北土山 1715番地 (現 土山地域市民センター および土山開発センターに設置)	土山中央公民館
甲賀公民館	甲賀町大原中 886番地 (現在の位置に設置)	甲賀公民館
甲南公民館	甲南町竜法師 600番地 (現在の位置に設置)	甲南公民館
信楽公民館	信楽町長野 1252番地 (現在の位置に設置)	信楽中央公民館

(2) 社会教育の推進体制

① 教育委員会

- ・ 教育委員会事務局に、(仮称)社会教育統括指導員を新たに配置し、甲賀市の社会教育事業を推進します。
- ・ 市立公民館には、それぞれ館長、社会教育指導員、人権教育支援員および事務員を配置します。
- ・ 社会教育指導員は、所管する地域の地域学校協働活動の推進に向けた支援や自治振興会における社会教育事業の支援等を行います。

② コミュニティセンター等

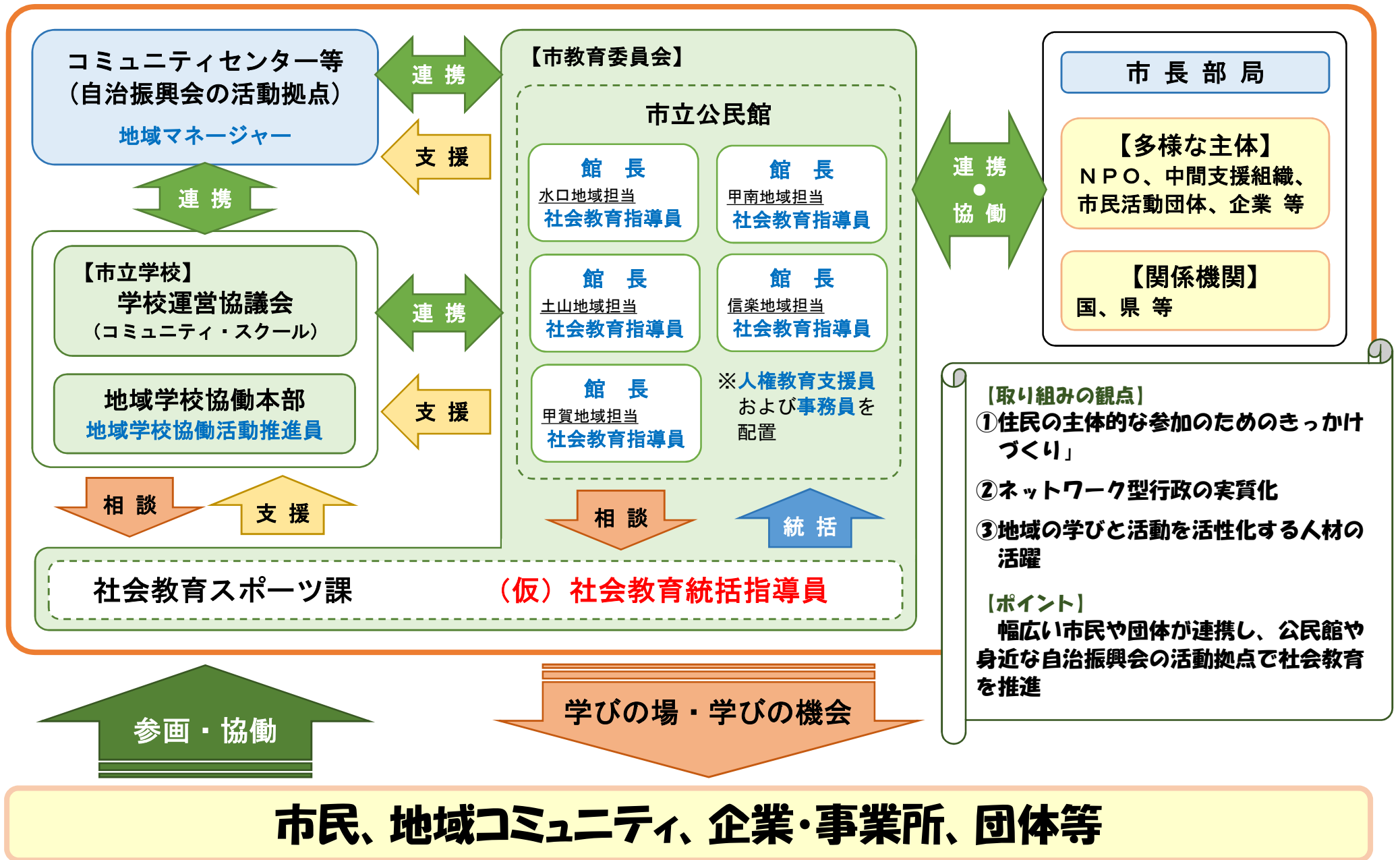
- ・ 一部の地域市民センターや公民館が移行するコミュニティセンター等の自治振興会の活動拠点においても、地域活動の一つとして社会教育を推進します。

※別紙、**資料 1** 「「開かれ、つながる社会教育の実現」に向けた推進体制（案）」参照

5. 本方針の決定に向けたスケジュール(案)

- 令和 5 年 5 月 9 日 甲賀市社会教育委員の会議【協議】
- 7 月 7 日 甲賀市社会教育委員の会議【協議】
- 7 月 12 日 甲賀市教育委員会委員協議会【協議】
- 7 月 14 日 甲賀市議会厚生文教常任委員会【報告（検討状況）】
- 8 月 10 日 甲賀市総合教育会議【協議】
- 8 月 18 日 甲賀市教育委員会（定例会）【協議・決定】
- 甲賀市議会厚生文教常任委員会【報告】

「開かれ、つながる社会教育の実現」に向けた推進体制（案）



アフター G I G A における 教 育 D X 構 想 ～ICTを活用した甲賀市の教育について～

1. はじめに

G I G A スクール構想の目的の実現にあたっては、I C T 端末の配備で終わることなく、市が目指す教育の情報化の姿を示した上で、配備された端末を用いてどのような学習や支援が可能になるのか、どのように推進していくのかといった各施策について検討し、着実に進めていく必要があります。

さらには、Society5.0 時代において、先端技術と社会との高度な融合による新しい行政サービスの提供は、教育のあらゆる分野に変革をもたらす可能性があり、G I G A スクール構想達成以降における一人一台端末を使った教育効果を高めることをコンセプトとしたアフター G I G A における適切な教育現場の構築が求められます。

今までアナログな教育アプローチやカリキュラムを展開してきた日本の教育現場に端末をただ導入しただけではフル活用したことはなりません。せっかく普及したデバイスや環境を最大限活かすため、これらを有効活用する環境の構築を進めることが必要であり、教育におけるさらなる I C T の利活用に向けて教育 D X 構想を定めるものです。

2. 構想の考え方

第 4 期甲賀市教育振興基本計画や、関連する施策計画および事務事業計画策定の際の取り組み内容について、甲賀市 I C T 推進ビジョンの理念、方針に基づき I C T の側面から目指すべき方向性を示すものです。

甲賀市ICT推進ビジョン取り組み方針による施策

- 行政のデジタル化による市民サービスの利便性の向上、業務の効率化
- スマートシティ実現による安心して快適に生活できるまちづくり
- I C T インフラの整備、地域情報基盤の活用推進
- I C T 人材の育成、デジタル格差対策

3. GIGAスクール構想による取り組み経過

【第 1 段階】令和 3 年度 1 人 1 台タブレット端末の日常的な活用に向けて

- I C T 教育指導員の配置
- I C T 支援委託および I C T 支援員の配置
- 授業支援ソフトの導入
- デジタル教科書の導入

- オンライン授業の試行

【第2段階】令和4，5年度 授業での効果的な活用に向けて

- AIドリルの導入
- 電子黒板の導入
- タブレット端末の定期的な持ち帰りを実施

4. アフターGIGAにおける教育DXの推進

アフターGIGAにおける新しい教育環境

教育DXの目指す姿は、学習にまつわる様々な場・人・モノの「組み合わせ」が広がり、学習者主体の教育が実現されること、すなわち「誰もが、いつでもどこからでも、だれとでも、自分らしく学べる社会」の実現にあります。

教育DXの目指す姿

- 「どこからでも」学べる
不登校や病気療養などで学校に通えない児童生徒もオンラインでつながって学べる
- 「誰とでも」学べる
外部の専門家とつながる、同じ目標の仲間と学べる
- 「いつでも」学べる
前に戻れる・先に行ける、どこからでもどこまでも学べる
- 「自分らしく」学べる
特性に合わせて自分らしい学び方を選べる、興味関心を伸ばしてどんどん学べる、ワクワクを見つけられる

今後の取り組み さらなるICT活用技術、情報活用能力の向上に向けて

- オンラインでの学習支援の充実
オンラインでの授業配信、授業支援ソフトやドリルを用いた課題の配信と回収などを通して、教室で授業を受けられない児童生徒への支援の充実を図ります。
- 学習ログの蓄積・活用による個別最適化
学習ログや成績をすべてシステム上で管理し、また、AIドリルの日常活用を推進し成果分析につなげることで、児童生徒ごとに得意・不得意や何が足りないのかを詳細に把握し、個別最適化した学習を展開します。
- デジタル人材の育成
プログラミング教育を推進するとともに、コンピュータの活用を通して、より主体的に学び、個性と才能を伸ばす機会を創出します。

○ 児童生徒の情報モラル・リテラシーの醸成

I C Tにおける心理的・身体的特性、機器やサービスの特性を理解させるため、インターネットやS N Sへの依存、個人情報の漏洩、相手とのやりとりで自分が被害者・加害者になる可能性があることに留意した情報モラル教育を進めます。

さらには、健康面への影響を考慮し、家族と連携した健康指導を行います。

○ デジタルとアナログの融合による新しい授業スタイルの確立

異なる思考特性を見極め、従来のアナログ的視点および書く活動を効果的に取り入れ、「端末の効果を最大限に生かす」授業を進めます。

○ I Tリテラシーの向上

教育現場とI C T活用の両方に精通した人材をI C T支援員として拡充配置し、ハードウェア面でのサポートと授業の支援を強化します。

また、各校のI C T推進リーダーの定期的な協議により先進事例の共有を図るなど、教員のI C T活用スキルのボトムアップを進めます。

5. 教育DXによる施策連携

デジタルコンテンツの利活用による推進

これからの時代に必要な効果的な学びを実現する上で、一人ひとりのニーズに合った教育が重要です。教育D Xでは、学校教育だけでなく、社会教育や文化芸術、スポーツの分野において高まる新たなニーズや期待に機動的に応えるため、D Xにかかる取り組みを一体的に進めていく必要があります。

アフターG I G Aを踏まえ、急速にデジタル化への対応が進むことを見据え、その良さを誰もが実感できることを目指し、デジタル技術の効果的な活用と施策連携によるさらなる教育D Xの推進を検討します。

文化財D X（デジタルアーカイブ）

市内の文化財を、色褪せることないデジタルアーカイブとして保管し、その魅力を発信します。

○ バーチャル資料館（歴史民俗資料館、みなくち子どもの森自然館）

- ・ C G・V R技術を活用した史跡の再現
- ・ デジタル技術による展示解説

○ 所蔵資料のデジタル化、文化財の3 Dモデル化

- ・ 標本の3 Dモデリングや3 6 0度撮影によるデータ化
- ・ ドローン撮影を活用した建造物等の3 D化

図書館D X（デジタル図書館）

図書館に来館することなく、W E B上での資料の閲覧、貸し出しを行うことにより、利便性の向上を図るとともに、電子書籍の持つ高いアクセシビリティを活用し、幅広いニーズに対応したサービスを提供します。

- 電子書籍の導入
 - ・ 蔵書のデジタル貸出
 - ・ オンライン閲覧目録
 - ・ 予約貸出のオンライン受付
 - ・ G I G Aスクール構想タブレットによる学校における読書活動との連携
- 広域連携による効率的な運営
 - ・ 近隣市町との共同運営によるスケールメリット
- レファレンスサービスのオンライン化
 - ・ W E Bフォームを活用した遠隔サービス
 - ・ A Iチャットボットによるレファレンス支援
- 既存図書館における快適な利用空間の創出
 - ・ 収集、整理、保存、貸出の機能強化による知の拠点への変革
 - ・ より快適で開かれた実空間の提供による交流、賑わいの創出

スポーツDX（アウトリーチの推進）

スポーツ分野の公共サービスは、「スポーツをする機会、場の提供」が主なものとなることから、場の提供の効率化、およびスポーツをする多様な機会の提供を行うことで、市民へのアウトリーチを推進します。

- I C Tによる予約・鍵管理システム
 - ・ W E B予約、鍵管理システムの導入
- スペース&サポートマッチング
 - ・ スポーツ施設の空き時間の可視化と指導者マッチング等のシステム導入
 - ・ 利用者がスポーツを行いたいときにアクセスし、仲間、場所、指導者、大会・イベントなどを探することができるポータルサイトの開設
- リモートスポーツ教室
 - ・ オンライン教室やデジタルコンテンツ活用した育成プログラム等の提供

6. 認識する課題・推進体制

【課題】

- 指導者のリテラシー問題や知識・経験不足

I C T活用指導力に起因し、学校、教員間で活用状況に格差が生じています。教育を提供する側の I Tリテラシーが低ければ、スムーズな情報伝達や適切なデータ利活用が行われず、かえって業務効率や教育の質を低下させるおそれがあります。

研修・セミナーの実施の推進や、行政情報のアップデートや先進事例の研究などを共有するなどの取り組みで I Tリテラシーを向上させる必要があります。
- 万全なセキュリティ対策が必要

公共施設、特に学校では教職員の人事情報や児童生徒の学習記録、評定一覧やテス

トの記録といった成績関係資料、健康診断の結果、緊急連絡先等、守るべき情報が多数あります。サイバー犯罪の手口が高度化、多様化する中において、情報を守るための高いセキュリティ対策が今後必要になると想定されます。

○ 端末の維持管理に係るコスト対応

G I G Aスクール構想により、端末の整備は完了しましたが、今後は整備した端末の維持にコストがかかります。機器やソフトウェアの更新等、経常的に経費が必要となり、さらには通信料の増大や高速化に対応するための通信環境の整備、拡充が必要になってくると考えられます。

【推進体制】

これらの課題解消のために、部局横断的に調整を進めるほか、事業を計画的に推進していくため、教育委員会事務局において次の取り組みを進めます。

- 教育委員会事務局内に、「I C T教育推進室（仮称）」を設置し、局内において連携を図り、効果的かつ効率的な施策展開を図ります。
- 文部科学省が進めるリーディングD Xスクールの事業指定に向け、指導法・指導技術の先進的な取り組みを探求します。
- 甲賀市I C T推進ビジョンに基づく推進体制（I C T推進本部）との連携を図ります。
- 情報にかかる専門的な知識や能力が必要であることから、外部人材の積極的な登用を検討します。

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
立 岡 秀 寿	教育長	
松 山 顕 子	教育長職務代理者	
野 口 喜 代 美	委 員	
藤 田 浩 二	委 員	
池 田 吉 希	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。